

自動車整備・販売等事業者 様
損害保険会社 様

令和5年台風2号大雨災害による自動車の廃車に係る事実証明のお願い

日頃から豊橋市政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度本市では、令和5年6月2日の大雨災害により、日常生活において使用していた自動車を廃車された市民の方を対象に、見舞金を支給することと致しました。

つきましては、見舞金の支給に必要となるため、廃車されたお客様の自動車について、使用者等及び先の大雨災害により廃車した事実を証明いただきますようお願いいたします。

お忙しいところ恐れ入りますが、被災者支援のためご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年7月

豊橋市長 浅井 由崇

廃車等の事実証明書

証明日 令和5年 月 日

豊橋市長 様

証明者 所在地
事業者名
代表者氏名 ⑩
電話番号

次の自動車は令和5年6月2日の大雨災害により被害を受け、廃車した事実があることを証明します。

自動車登録番号	
所有者	様
使用者	様

※ 裏面「対象となる自動車」の条件を満たす自動車についてのみ証明してください。

※ 令和5年6月2日時点の情報で記載してください。

豊橋市自家用車臨時災害見舞金の概要

- 令和5年台風2号大雨災害により使用していた自家用車が被災し、廃車となった方に臨時災害見舞金を支給します
- 見舞金を受給するためには、**申請手続きが必要**です

見舞金の支給額

廃車となった車1台当たり
3万円

※使用者**一人当たり1台のみ**申請可能

申請受付期間

令和5年8月1日(火)から
令和5年10月31日(火)まで

申請できる方

令和5年6月2日時点で豊橋市内に住民票がある方(個人)で、
申請対象となる自動車の**使用者**である方

対象となる自動車(以下の2点をどちらも満たすもの)

- ① **自家用**の自動車(日常生活のために使用していた自動車)
※大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型特殊自動車、小型特殊自動車は除く
※自動車検査証に記載されている有効期間が令和5年6月2日以後のもの
- ② **大雨災害**によって**廃車**となった自動車
※本制度における廃車とは、一時抹消登録、永久抹消登録、滅失・解体の届出を行った自動車、災害によりやむを得ず名義変更が必要となった自動車、又は保険会社が全損として扱った自動車をいいます。

申請方法

必要書類を、臨時災害見舞金事務局へ郵送または持参で提出

その他

- ①大雨災害により「廃車」したことが条件ですので、その事実がない場合は証明しないでください。
- ②リース契約や自動車ローンにより「所有者」が法人であったとしても、「使用者」が個人の場合は対象となります。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください

豊橋市臨時災害見舞金事務局 ☎080-3687-0166 受付時間 平日9時~17時